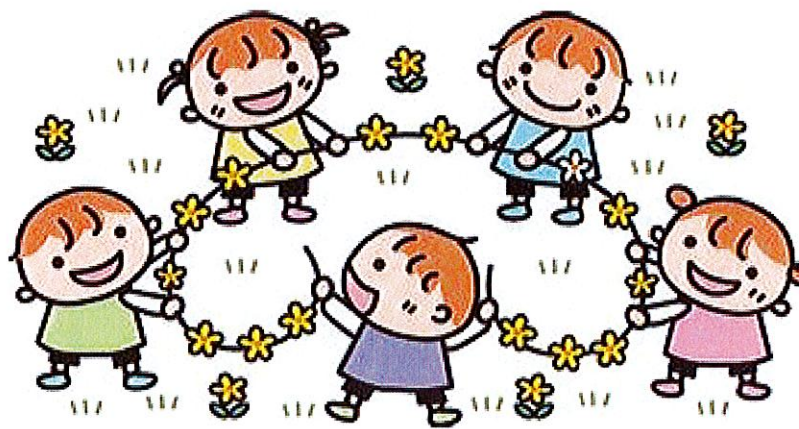


重大事故防止マニュアル



社会福祉法人報徳保育園

報徳保育園

(1) 子どもへの予防対策

- ① 保育所への登所時、保育中を通して、子どもの健康状態や発育・発達状態を常に把握する。
- ② 子どもの突如な行動に対し常に注意を払い、必要に応じて注意を喚起する。
- ③ 保育所内における危険な個所を伝える。また、子どもが遊ぶ際は、注意しなければならないことなどを指導する。（例えば保育室内の窓ガラスに注意して遊ぶ、急に保育室内から飛び出さないなど）
- ④ 保育所内の遊具やプールなどでの遊び方を指導する。

(2) 職員の事故予防対策

- ① 保育所職員の事故への認識、危険に対する予知能力の向上を図る。
- ② 子ども一人一人の発達段階や特性を職員全体で把握する。
- ③ 子どもの行動予測に努める。
- ④ 職員間で声を掛け合い、事故防止の確認を行う。
- ⑤ 職員間で、園庭、プール、遊具などの遊び方を確認しておく。
- ⑥ クラス全員の状況を把握する。
- ⑦ 事故(あと一歩の事故、事故)原因の分析と防止方法の検討と全職員への注意を喚起する。
- ⑧ 日案、週案、月案の指導計画に事故防止の配慮事項を盛り込む。
- ⑨ 保育計画の振り返り時に、安全面についても話し合う。
- ⑩ 保育中(午睡時も含め)は、常に全員の子どもの様子を把握するように心がける。
- ⑪ クラス担任だけでなく全職員が子どもの事故防止に心がける。
- ⑫ 事故発生時の連絡、通報ができる体制を準備しておく。(医療機関の確認や保護者の連絡先など)

(3) 施設・設備・遊具等への予防対策

- ① 保育所内外の施設、設備、遊具について常に安全点検を実施する。
- ② 異常を発見した際には、速やかに使用を禁止し、市へ報告する。
- ③ 子どもの発達に合った遊具の選択と遊び方の指導をする。
- ④ 遊具で遊ぶときは、子どもから目を離さない。

(4) 事故発生時の対応

～ 事故発生時の初期対応 ～

【命の危険があり、緊急を要するけがの場合】

- ① 事故が発生したら、適切な応急処置を施す。
- ② 救急車(119番)を呼び、到着するまで応急処置を続ける。
- ③ 救急車が到着したら担任と園長 or 副園長 or 主任が病院まで付き添う。
- ④ 被害者の保護者にケガの症状や発生時の状況、搬送先の病院を説明する。
- ⑤ すぐに病院にきてもらうよう被害者の保護者にお願いする。

<直ちに救急車を呼ぶ状況例>

1. 高所からの転落・転倒による骨折や頭部の強打など
2. 顔色が悪く、ぐったりとしている
3. けいれん、ひきつけを起こしている
4. 出血が止まらない
5. 吐き気や嘔吐を繰り返している
6. やけどの面積が広い

【病院に行く程度のけがの場合】

- ① 事故が発生したら、適切な応急処置を施す。
- ② 園長 or 副園長 or 主任に確認をとってから怪我をした園児の保護者に電話で連絡し、怪我の症状や発生時の状況を説明して、保護者の判断を聞いてからその後の対応を決める。
(ア) 希望する医療機関（病院）を聞き、特に希望がない場合は受診予定の病院名を告げ同意を得る。
(イ) 保護者に園児の搬送方法（保護者の車 or 園の車 or タクシーのいずれか）を選択してもらう。
(ウ) 園から病院に付き添う or 病院に直接来る を選択してもらう。基本的に被害者の保護者には必ず病院に付き添ってもらう。
※やむを得ず保護者が病院に付き添えない場合は、受診後に受診結果を正確に説明する。
- ③ 担任（1名）は必ず病院まで付き添う。
- ④ 治療費・薬代がかかった場合は、園が全額負担する。

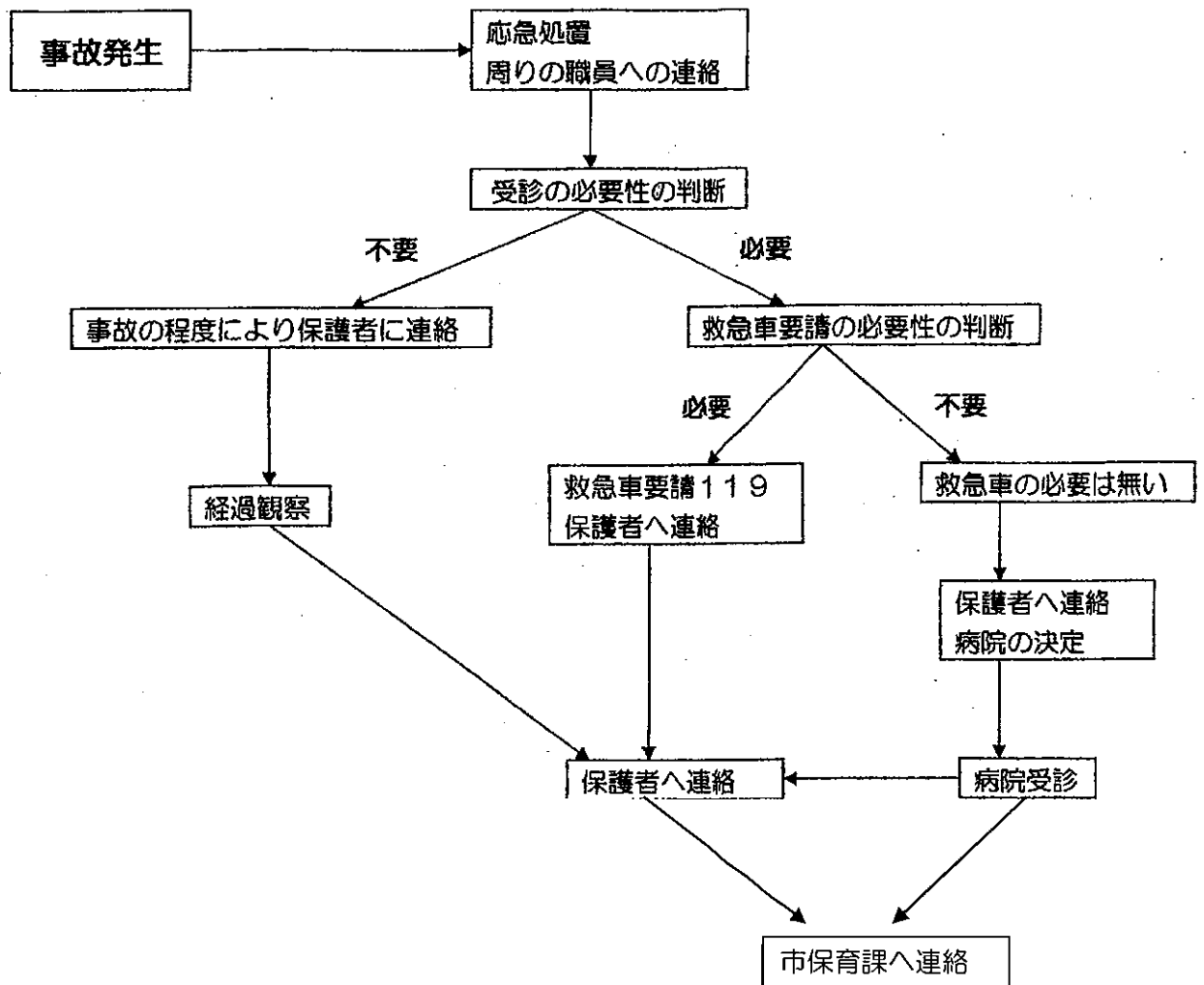
【病院での診察が不要だと思われる小さなけがの場合】

- ① 事故が発生したら、適切に応急処置を行う。 ※応急処置の方法は別紙参照。
- ② ケガの見落としがないか全身をチェックする。
- ③ 園長 or 主任に事故の詳細を報告する。
※乳児の嘔みつきなどの些細な事故も必ず報告すること。

<受診後の対応>

- ① 被害者の保護者には、改めて事故発生時の状況を詳しく説明する。
- ② 園長 or 主任の判断で、加害者の保護者に知らせるべきかを決める。
- ③ 事故発生当日に「緊急対策会議」を開く。
(参加者は園長、主任保育士、事故関係職員者)
(ア) 発生状況の確認と、原因の究明。
(イ) 再発防止への園の対応策を検討する。
(ウ) 「お見舞い」の必要性についての検討。
(エ) 小田原市保育課に連絡する。
(オ) その他
- ④ 事故発生が早朝・延長保育などの際には、担当職員にメモなどで引継ぎをする。

事故発生時の対応



(4) 応急処置

<主な傷病 具体的な応急処置>

<骨折、捻挫、打撲>

外から見た状況で骨折の判断はできませんしたがってこの処置はあくまでも医療機関や救急隊に引き渡すまでの処置になります。

- (1) 安静にする。
- (2) 患部を手で固定する。できれば患部を心臓よりも高くする。
- (3) 冷たい水や氷で患部を冷やす。
- (4) 傷口が開いている場合は清潔なガーゼ等で圧迫する。
- (5) 移動する必要がある場合は、患部を固定するための副木として、近くにある本やダンボール、枝などを利用する。

<切り傷、すり傷、出血>

- (1) 切り傷や擦過傷は、まず傷口をきれいにする。清潔な水で洗浄する。
- (2) 切り傷は傷口の状況を確認する。どの程度の深さや長さの傷なのかを確認する。
- (3) 必要に応じて出血のコントロールをする。直接傷口を滅菌ガーゼなどで押さえる、傷口を心臓よりも高くする、圧迫包帯を使う、止血点を使うなどで対応する。

<火傷>

- (1) まずヤケドした部分を流水で十分に冷やします。
- (2) ヤケドの進行を防ぐために、焼けた衣類などを取り除く。衣類の素材によっては、溶けて皮膚に付着していることもあるのでその場合は無理に取り除かない。
- (3) 皮膚に裂け目のない小さなヤケドは清潔な水を浸したガーゼで冷やす。
- (4) 深刻なヤケドは乾燥した滅菌または清潔なガーゼで覆い感染を防ぐ。
- (5) 煙や熱い気体の吸引による喉の腫れによって呼吸に支障が出ていないか、観察する。
- (6) 原則として、食べ物や飲み物を与えない。

<鼻血>

- (1) 楽な体制にして、鼻の付け根の部分をつまんで、少し前かがみの姿勢をとる。出血が止まるまでつまんでいる状態を続ける。
 - (2) あまりにも出血が激しい場合は軽くティッシュなど出血している鼻に詰め、ガーゼなどで鼻をつまんで押さえる。
- ② 衣服を緩めて、楽な姿勢にして、涼しい場所を作ってあげる。

<熱中症>

- (1) 患者を涼しい場所に移動する。
- (2) 患者を横たえ、足を高くする。
- (3) タオルの上から水をかけたり、わきの下や首、下腹部などに冷えピタやアイスノンをあてる。
- (3) 意識がはっきりしていれば、水や薄めたスポーツドリンクなどを与える。
- (4) 意識の状態や体温の変化に注意する。中等症以上と判断した場合は、救急車を要請する。

(5) 乳幼児突然死症候群 (SIDS) の予防対策について

それまでの健康状態、及び既往歴からその死亡が予想できず、しかも死亡状況及び剖検によってもその原因が不詳である、乳幼児に突然の死をもたらす症候群を乳幼児突然死症候群 (SIDS) と呼ぶ。

年間に500人以上が亡くなり、生後1~4ヶ月頃が最も多く、ほとんどが1歳までに発生している。原因が解明されていないが、寒いとき、うつぶせ寝、人工乳による哺育、保護者の喫煙等の要因が確認されている。

(1) 対策 (午睡中)

- ・寝返りが出来るようになるまで (6ヶ月頃) は、うつぶせ寝にしない。
- ・0、1歳児クラスは、午睡時には5分毎にひとり一人の様子を確認し所定の用紙に記録する。
- ・2歳児クラスは、30分毎に確認し記録する。又、体調不良の等の場合は、10分毎に確認し所定の用紙に記録する。
- ・3歳以上のクラスは、30分毎に確認し記録する。

- ・0、1歳児クラスでは、固めの布団を使用する。
- ・タオルケット、毛布は顔にかからないようにする。
- ・枕元に不要な物は置かない。
- ・寝ているときは必ず保育士が寝番につく。

(2) 無呼吸に気づいたとき

- ・すぐに背中を強く叩き、刺激する(約5回)。
- ・すぐに園長又は他の職員に知らせ、119番通報する。
- ・口の中を一かきして、何か入っていないか確かめ、気道を確保し、蘇生をはじめめる。
- ・保護者に連絡する。

(6) 記録

- ① 事故発生については、発生時刻、発生状況、応急手当の内容等について、時間を追って「事故発生時チェックリスト」に記録しておく。
- ② 担任のみが医療機関へ同伴した場合、受診後に保護者へ医療機関名、診療科目、怪我の程度、処置内容、帰宅後の処置、薬の服用、次回受診、事故発生時の状況、再発防止に対する保育所の姿勢などの説明を行い、その記録を「事故報告書」にまとめて保存する。

(7) 保護者への報告・依頼

- ① 怪我の程度がごく軽症であっても、保護者が子どもの迎えに来た時には、必ず事故当時の状況を報告する。
- ② 怪我により、帰宅後に発生する可能性のある異常についても、保護者に健康観察のお願いをしておく。

(8) 子どもの状況把握と配慮

- ① 事故の翌日は、保護者から子どもの様子、怪我の状況などを必ず確認する。
- ② 怪我からの復帰後、保育所へ登所した際は、保育所の職員は必ず「怪我が治って良かったね」など、保護者と子どもに対し、声かけなどの配慮をする。

(9) 関係資料の提出

保育所で発生した事故は、その程度に関わらず事故報告書を速やかに作成し園長に提出する。

2015年4月1日策定

2022年11月1日改定

報 徳 保 育 園

報徳保育園 SIDSの予防対策と発生時の対応について

職員は疾患と予防方法を理解し、発生の予防に努めるとともに保護者へSIDSの知識と予防の啓蒙に努める。

(1) 発生頻度を理解する

- 出生時1000人に対して0.5人発生
- 0歳児は88%・1歳児は8.3%・2歳児は3.7%
- 6ヶ月未満児に多く、ピークは4ヶ月と新生児期
- 男児55%、女児45%
- 未熟児>成熟児
- 第一子<第二子<第三子
- あおむけ寝<うつぶせ寝(3倍)
- 母乳栄養<非母乳栄養(5倍)
- 両親の非喫煙<喫煙(5倍)
- 冬期に多い(12月~3月) 47.8%で少し風邪気味の時
- 午前0時~6時で48%、日中より昼寝時間のほうが若干多い。

(2) 予防方法を確認する

- うつぶせ寝はさせない。睡眠時に寝返った時は出来る限り仰向けに体位を変換する。
- 寝たらこまめに顔色、呼吸、体位を一人一人チェック(体に触れながら)しながら15分おきに連絡票(睡眠時チェック欄)に記入する。(＊睡眠チェックの記入はつぼみ、たんぼぼ組園児を対象とする)
- よだれかけははずして寝かせる。
- タオルケット、毛布は胸のあたりまでかけ顔にかからないようにする。
- 枕元に不要なものを置かない。
- 床に寝かせる場合は、午睡中の間床暖房は切ること。
- つぼみ、たんぼぼ組保育室は、午睡中子どもの表情が分かる程度の明るさにすること。
- 室温については、夏は26~28度、冬は18~20度を目安に管理する。
- 月齢の低い子ほど眠ったら身近におき(1.5メートル以内)、常に顔色、呼吸を観察する。また、入園して1ヶ月は特に注意して観察する。
- 発生した場合のことを考えてクラス毎に役割を決めておく。(蘇生する人、連絡する人、記録する人、他の子どもを集めて隣の部屋へ移動し保育する人)
- 役割分担表、心肺蘇生法、救急車の呼び方は、目につくところに貼るか、すぐに取りれる場所に掛けておく。蘇生法、役割分担は定期的に確認する。

(3) 入園前面接等で保護者への聞き取りと働きかけをする(つぼみ、たんぽぽ組保護者対称)

- ・うつぶせ寝、喫煙環境、非母乳栄養、赤ちゃんの温めすぎることのリスク説明
- ・子どものまわりで喫煙はしない。
- ・仰向け寝の推奨。
- ・赤ちゃんを一人にしない。
- ・保護者への聞き取りをする。

(内容)

- 出産時の様子(母子手帳を見せてもらう)、病歴、予防接種歴
 - 平熱、居住環境、ペットの有無、アレルギーの有無、同居者の喫煙の有無
 - 母乳、ミルク、哺乳瓶、授乳の状況
 - 睡眠時の癖(体位、抱っこ、入眠時のアイテム等々)
- ※ 保護者へ啓発冊子のコピーを配布

(4) 保育中園児にSIDSの発生が疑われる場合、直ちに下記の対応をする。

- ① 園児の異変に気がついた職員は、他の職員を呼び、救急車の要請とAEDを持ってくるよう指示を出す。同時に肩を優しく叩いて反応があるか、呼吸の有無を確認する。
 - ② 直ちに心配蘇生を始める。同時に近くの職員が園長、不在時は主任に内線で連絡する。
 - ③ 救急車を呼び、園長又は主任は保護者に連絡する。
 - ④ 記録をとる。*記録係と当該園児の受診準備
 - ⑤ 他の子どもを隣のクラスに移動し保育をする。
 - ⑥ 救急隊員が到着するまで蘇生を続ける。(保育士2人で交代して行う)
 - ⑦ 救急隊は園長又は主任が誘導する。
 - ⑧ 心肺蘇生は保育士2人で交代しながら行う。
 - ⑨ 救急車で病院に運ばれる時は、担任、園長(不在時は主任)が付き添う。
 - ⑩ 園長は、家族に病院の場所と電話番号を知らせる。
 - ⑪ 当事者のクラスの保育士は、子どもの様子を両親に詳しく伝える
- ※憶測や感情ではなく、保育士が目にした具体的な様子をできるだけ詳しく話す。

(5) 確認事項

- ・新年度が始まる前に職員打ち合わせで、原因・病態・予防方法を確認する。
- ・定期的に救命蘇生法の訓練を受け、救命方法を確認する。
- ・発生時の役割分担を確認する。
- ・つぼみ、たんぽぽ組担当保育士は、午睡観察記録表の書き方を確認する。

保護者各位

報 徳 保 育 園
園 長 榮 誠 司

食物アレルギー対応について

これまで、当園の食物アレルギーへの対応として、除去食が必要な園児には、それぞれの状況に応じて個別対応をしてまいりましたが、厚生労働省が示している「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に従い、来年度より以下のように致しますのでご承知ください。

お子さんの命にかかわる食物アレルギー対応に関しては、保護者との共通理解が大切と考えております。誤食を防止し、より安全安心な給食の提供をしてまいりますので、保護者の皆様のご理解をお願いします。

<卵に関する食材・メニューの提供について>

- ・マヨネーズ ⇒ マヨドレに変更
- ・ゆで卵、卵黄がけ、たまごスープの提供は致しません。

【 参 考 】

3. 食物アレルギーへの対応

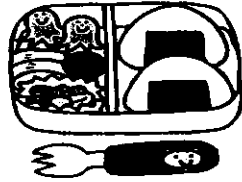
(1) 保育所における食事の提供に当たっての原則（除去食の考え方等）

○保育所における食物アレルギー対応に当たっては、給食提供を前提とした上で、生活管理指導表を活用し、組織的に対応することが重要です。

○保育所の食物アレルギー対応における原因食品の除去は、完全除去を行うことが基本です。

○子どもが初めて食べる食品は、家庭で安全に食べられることを確認してから、保育所での提供を行うことが重要です。

<厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」より抜粋>



4 お弁当の日について

調理室の清掃、およびメンテナンスのため、土曜日以外の平日にお弁当を持参していただく日（年間で4～5回）があります。この日は全園児お弁当を持ってきて下さい。但し、つぼみ組園児のお弁当は離乳食の進み具合によって担任と相談して判断します。

5 アレルギー食の対応について

1品目以上の食物アレルギーがある場合は、可能な限り対応いたします。園長もしくは、主任に申し出て下さい。対応するに当たり、医師が記入した「保育生活におけるアレルギー疾患生活管理指導表（小田原市内保育園共通・有料）」の提出が必要です。

< 提出の手順 >

① アレルギー検査を受診する。尚、必ず受診前に園から「生活管理指導表」の様式を受け取る。



② 医師の診断を受け「生活管理指導表」を記入（*有料）してもらう。



③ 園長に提出する。

*医師が記入した生活管理指導表指導表を基にお子さんの状況に合わせて給食スタッフと連携しながら個別に対応いたします。

*翌月分の献立表で除去する必要がある食品を確認する。（保護者・担任・給食スタッフ）

ただし医師の指示がなく、保護者の判断等で除去をお願いされた場合には、アレルギー食の対応はできません。

6) アレルギー検査の経過報告について

・アレルギー除去食の経過を把握するため、半年～1年毎(医師の指示がある場合はその期間)に再検査して下さい。 ※ この場合検査結果を園に提出及び報告して下さい。

・経過が良好になり除去食が不要になった場合、家庭で2回以上食べさせて安全を確認した後、口頭で担任にお伝え下さい。その時点で除去食を終了させていただきます。

R5年度 水あそびマニュアル (0~2歳児クラス)

- ・プール遊びを行う目安：気温 + 水温 = 50℃ 以上 (乳児・幼児共通)

<準備作業>

- ・プールの水は当日早番の職員が入れる。(※状況に応じて普通番の職員が入れてもよい)
(約10~30cm)

<プールの種類・数>

☆ ビニールプール 2, 3 個

☆ たらい 3個 ※ 0・1歳児沐浴用

☆ ビニールプール(小)※ 0・1歳児沐浴用

} つぼみ組が使用

- ## <注意事項>
- ・入れる水は水道水のみ (塩素は入れない)

<プール遊びの使用時間>

9:50 ~ 10:20 … たんぽぽ組

10:30 ~ … ちゅうりっぷ組

10:30 ~ … つぼみ組 (安全のため仕切りをして区分けする)

※ 上記を目安にその日の状況に応じてクラス間で相談して決める。

(密にならないように時間差をつける)

※ 子どもがプールから上がる時は、温水シャワーを使用する。

<監視体制>

水あそび中に監視体制の空白が生じないように、毎回監視役(全体の安全見守る)と指導役(子どもといっしょにあそぶ)の役割分担を明確にすること。監視役の人員を配置できない場合には水あそびを中止する。

<遊具の片付け当番>

月曜日 ~ 金曜日 … 各クラス1名ずつ

※ 片付けは、職員同士で協力し、状況に応じて臨機応変に対応願います。

<片付け>

- ・全てのプールの水を抜き、裏返して干す。
- ・おもちゃを柵沿いに干しておく。

R5 幼児プールあそびマニュアル（月・水・金曜日）

※天候不順の場合は、火・木に実施する場合あり

< 準備 >

- 2つの大型プールに水を入れる（当日6:00頃）※園長（約40～50cm）
- 朝
- 玩具をプールサイドに運ぶ
- シャワー、足拭き場に、マット・バスタオルを敷く

朝礼後

- ベビーバス（足洗い）を用意する
- 見学園児用プールを用意する（水を入れる）
- おもちゃ等をデッキテラスからプールサイドに置く。
- 監視台を設置する。
- バケツ（水着入れ）をプールサイドに置いておく
- 職員玄関の緑のマットを縦にする

< 監視体制 >

プールあそび中に監視体制の空白が生じないように、2人以上の職員で対応する。毎回水の外で監視に専念する職員と指導役（子どもといっしょにあそぶ）の役割分担を明確にすること。監視役の人員を配置できない場合には水あそびを中止する。

< 片付け >

- ゆり終了後
- 玩具、ベビーバスを干す
- 足拭き場ゴムマットを干す
- 足拭き場バスタオルを洗濯する（毎日）
- 足拭き場マットは、火・金のみ洗濯する（他の日は、そのまま干す）
- 職員玄関の緑のマットを干す
- ※水は、園長（監視員）又はゆり組職員が栓を抜き排水する

- 14:00頃
- プールの中の砂や汚れを拭き取り、栓をする（水切り、スポンジ、雑巾を使用）
- 日干したものを片付ける




園外活動時の安全管理マニュアル



〈園外活動の目的〉

身近な自然や、地域社会の人々の生活に触れ、経験・遊びを通してこどもの興味や関心を育てるとともに豊かな心情を培う。

〈散歩・園外活動安全ポイント〉 日々の心がけ

 <p>散歩マップ、ハザードマップ作成 (ルート・情報の更新、共有)</p>	 <p>危険箇所、公園等の情報を 周知する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個々の子どもの性格 ・クラス集団 ・体調 <p>乳幼児の行動特性の把握</p>
 <p>公共のマナーを身につける (歩道・公園・施設等)</p>	 <p>子どもへの交通安全指導等</p>	<p>※「誰かが見ているか」と思っているのではなく、声を掛け合い常にこどもの動きを把握。</p> <p>※子どもたちを連れているから「車はきっと停止してくれる。」と思わない。</p> <p>事故に対する職員の意識</p>

〈計画を立てる際、気を付けること〉

★**目的地**- こどもの年齢、体力、環境、交通ルート等を十分に考慮し、無理のない場所・行程にする。

★**計画書**- 下見を行い、園外保育(散歩)計画書を作成する。こどもの発達過程・興味をふまえ、ねらいを明確にする。

★**打合せ**- 職員でルート、活動内容等の打ち合わせを行い、情報を共有し、職員の連携等が、円滑にできるようにしておく。

★**必需品**- 救急用具、ビニール袋、防犯ブザー、携帯電話等を用意する。年齢・目的地によって持ち物が異なる。〈乳児〉おんぶひも、紙オムツなど。状況に応じて持ち物を整理しておく。

★**緊急時**- 事故が起こった時に備え、医療機関、交番等確認、役割分担を決めておく。

<事前準備>

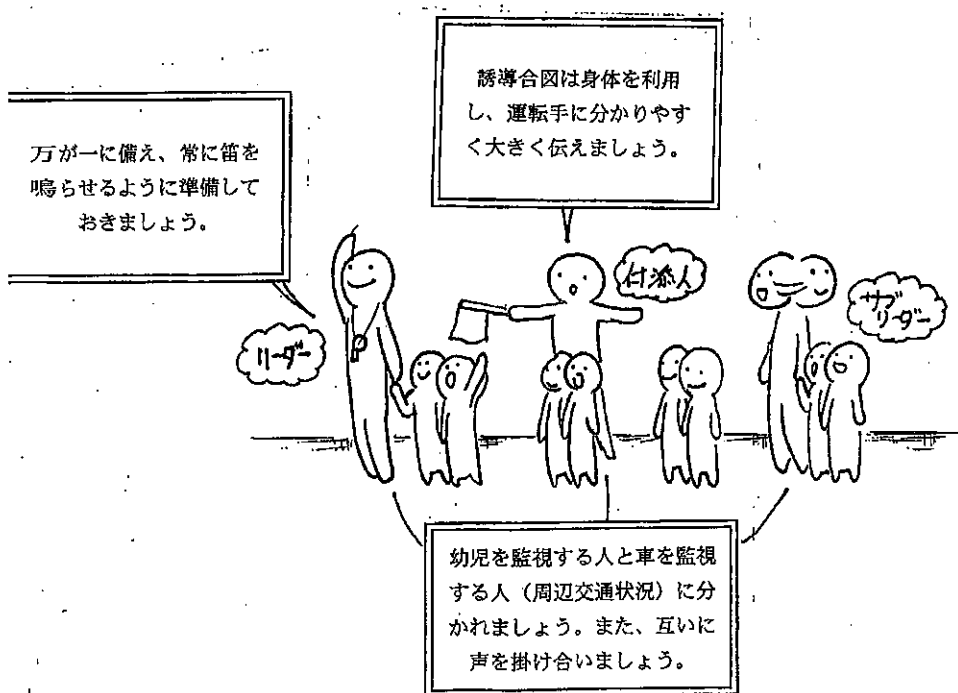
- | | |
|------------------------------------|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 計画書の作成 | <input type="checkbox"/> 必需品の確認 |
| <input type="checkbox"/> 職員間の打ち合わせ | <input type="checkbox"/> 医療機関・交番の確認 |

<出発前>

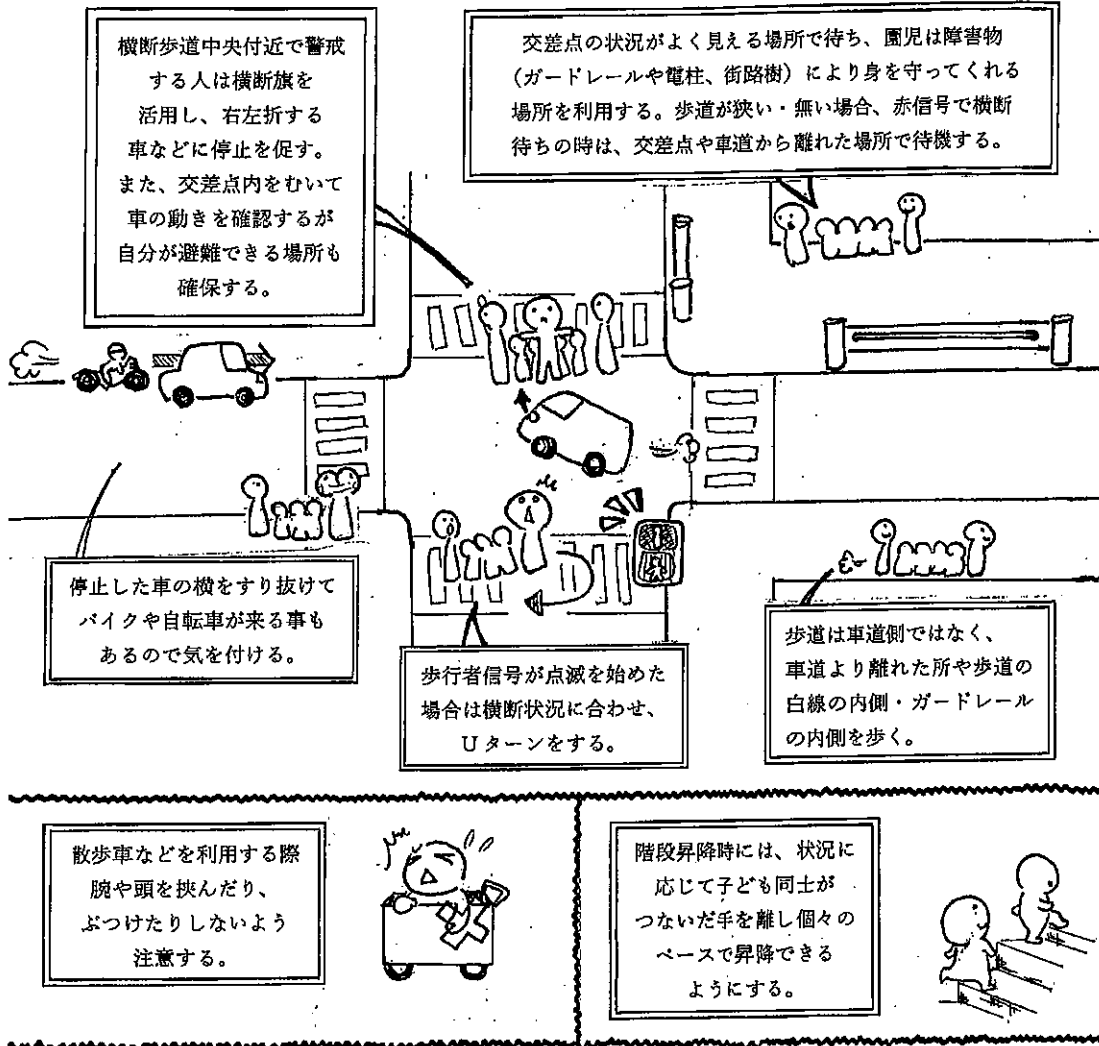
- | | |
|--------------------------------------|----------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 子ども達の健康チェック | <input type="checkbox"/> 人数確認 |
| <input type="checkbox"/> 持ち物確認 | <input type="checkbox"/> 職員間の役割分担・情報共有 |
| <input type="checkbox"/> 散歩届の提出 | <input type="checkbox"/> 散歩車などの確認 |

※当日の天候、子ども・大人の人数、子どもの体調、服装などを踏まえ活動の可否を判断する。

①. 列のポイント



②. 歩き方のポイント



1番のポイント



引率する皆さんが、お互いに連携を取り合うことが大切です。「たぶん気が付いているだろう」と思っている、子どもたちに気を取られ、やってくる車や自転車に気付かない事があります。
お互いに声を掛け合しましょう。

<目的地>

現地の状況確認チェック

- 構造物や植え込み等による死角はないか。
- 遊具に危険がないか。
- ガラス片や動物の糞、たばこの吸いガラ等の危険物や不衛生物が無いか。→あれば除去する。
- 他の利用者と譲り合い、スペースを共有する。

留意点と対策のポイント <環境>

- ・ 到着時、活動中、出発時に子どもの人数や健康状態を確認する。
- ・ 到着したら、目的地周辺の安全確認をする。
- ・ 他の公園利用者や他園の状況を把握し、配慮する。
 - (例) 他園児と見分けやすいよう、子どもの帽子を変える等。
- ・ 死角となる箇所や道具、公園等のトイレには、必ず職員が付き添う。
- ・ 個別対応(トイレ等)を行う時は、他の職員に声をかけてからその場を離れる。
- ・ 子どもがどこで遊んでいるか、職員同士連携して、声をかけながら子どもの遊びを見守る。

子どもへのみまもりポイント

- ・ 子どもの健康状態を確認し、暑いときには必要に応じて水分補給を行う。
- ・ 道路等へとび出さないように注意する。
- ・ 遊具等を利用する際には、子どもの発達を勘案し、特に安全確保に注意を払う。
- ・ 不審者には近づかないように注意を払う。
- ・ 砂場では砂を目や口に入れないようにする。
- ・ 枝・棒切れ、BB弾など持ち帰らないよう注意・指導する。

〈帰園後〉

- ・ 子どもの人数、健康状態の確認
- ・ 帰園の報告（散歩計画に実際の帰園時刻等を記入し、園の責任者や保育園に残る職員と散歩から帰った旨を共有する。）
- ・ 散歩後の振り返り

〈園外活動前に子どもたちに教える約束とルール〉

交通ルールを守る

- ・ 前の人を抜かさず、なるべく離れずに歩く。
- ・ 道路の端を歩く。
- ・ 急に走らない、車道に飛びださない。
- ・ 信号を守り、横断歩道を使用する。

公共のルールを守る

- ・ 人の家の敷地内には入らない。
- ・ お店のものや人のものに勝手に触らない。
- ・ 地域の人にあいさつをする。
- ・ 公共の場でのマナーを守る。

その他

- ・ 靴がしっかりと履けているかを確認する。
- ・ 見知らぬ人について行かない。
- ・ 危険物、不衛生物等に触らない。
- ・ 先生、友だちから勝手に離れない。など…。

※日頃より生活の中で、交通ルールに関心をもたせ、子どもが交通安全の習慣を身につけることができるよう、年齢に応じた指導を繰り返し行う。

報 徳 保 育 園

不審者の侵入時に備える危機管理マニュアル

1. 方針と留意点

- 当園敷地内に不審者が侵入した際の園児の犯罪被害の防止に焦点を当て、このマニュアルによって全職員の共通理解を図ることを目的とする。

2. 不審者が侵入した場合の対応

【すぐに子どもに危害を与える可能性が少ないと思われる不審者が侵入した場合】

- ① 不審者と思われる人物の園敷地内に侵入を発見した場合、不審な人物かどうか迅速に判断し、「こんにちは、何か御用でしょうか？」などの声掛けをする。
- ② 明らかに様子がおかしいと判断した場合は、不審者に対応している職員以外の職員が園児を不審者から遠ざけて園長又は主任に報告する。
- ③ 報告を受けた園長 or 主任は全体放送(暗号)で不審者の侵入を知らせる。
- ④ 不審者が比較的落ち着いている場合は、「関係者以外の方は敷地内には入れませんので、申し訳ありませんがお帰りください」と説得をして園の敷地外に誘導する。逆に不審者が興奮しているようならば、やさしく声を掛けながら落ち着かせるように話しかけ、園長 or 主任と話をさせるため職員室の奥に案内する(放送を入れた後、園長 or 主任は現場に行き対応を引き継ぐ)。不審者がそれに応じなければ、園長又は主任が職員室にある緊急通報電話で警察に通報する。

【すぐに子どもに危害を与える可能性があると思われる不審者が侵入した場合】

- ① 興奮状態の不審者が園庭または保育室に侵入し、暴力の抑止が困難な場合は、組織的かつ迅速に子どもの安全を守るための具体的な対応に移る。
- ② 「先生の後ろに逃げなさい！」などの指示を出し、園児を不審者からできるだけ遠い場所に誘導する。
- ③ 携帯している笛を慣らし、職員室や他の保育室に非常事態を知らせる。
- ④ 園長 or 主任は全体放送(暗号)で不審者の侵入を知らせる。

※ 園外保育の場合は、笛と指示で冷静に園児を安全な場所に集める。その後必要があれば防犯ベルや

防犯スプレーを使用し、大声を出して周辺の住民の助けを求め。民家や公共施設等が近くにある場合は、速やかに子どもを誘導し非難する。

その後直ちに携帯電話で「110番」通報してから園に連絡する。

- ⑤ 不審者と子どもの間にモップや椅子（状況によっては投げつける）を持って園児を守る。
このとき、不審者を刺激しないように必ず斜め前（L字の位置）に半身の状態で立つこと（襲われたときに逃げ易いため）。このとき絶対に素手で不審者に近づいてはならない。
- ⑥ 近くにいた職員は、インターホンやホイッスル、暗号（合言葉）、などで園長や他の職員に連絡する。
園児の安全を考慮し、大声を出すのは園児を不審者から十分に遠ざけてからにすること。
- ⑦ 警察が到着するまでの間（約5分～10分間）は、複数の職員でさすまたやネットランチャー、近くにあるモップやイスなどを使用しながら時間を稼ぐ。不審者が襲い掛かってきた場合は、眼や急所を狙って応戦する。
※ この時、こちらから攻撃をすると不審者が逆上し危険である。
- ⑧ 負傷者が出た場合は、迅速に応急手当を施した後、救急車を要請する。＊搬送先：小田原市立病院

3. <その他>

- ・園外で不審者に遭遇した場合は、携帯電話で園長又は主任に報告し、園児を近くの公共施設又は民家に避難させる。
- ・緊急時の連絡（笛の音）が聞こえるよう、職員室にはいずれかの職員が必ず在中する。
- ・出入口や非常口は、普段からなるべく開放しないよう心がける。
- ・不審者が園庭にいる場合は、正面玄関及び職員玄関を含むすべての出入口を施錠する。
- ・職員は可能な限り園児と行動を共にする。クラス内で待機しているときは入り口を施錠し、カーテンを閉める。
- ・保護者、保育教材・給食関係業者、工事関係者以外の来園者は、園舎内の立ち入りを許容しない。
- ・職員室に不審者侵入の報告があったときは、全体放送で職員だけが分かる以下の暗号放送をする。

「本日のお誕生会は、〇〇に変更になりました」

※ 〇〇が侵入した場所（部屋）

☆ この放送が流れたときは、不審者が侵入しないように速やかに進入した部屋以外の保育室の入り口の鍵とカーテンを閉めること。